



機関紙

# かわら版

No.67  
2024.6



釧路湿原の夕景

## 目次

|   |                   |     |
|---|-------------------|-----|
| 1 | 福祉ニュース解説          | 2～4 |
| 2 | 新人社会福祉士の紹介        | 5   |
| 3 | ベテラン社会福祉士の視点      | 6～7 |
| 4 | 地区支部からのお知らせ       | 8～9 |
| 5 | Breaktime ～三択クイズ～ | 10  |
|   | 数字で見る北海道社会福祉士会    | 10  |

## — 会員の動向（5月31日現在） —

- 総会員数 1,829名
- 入会率 13.00%
- 新入会員数（転入含） 66名（累計）
- 退会員数（転出含） 1名（累計）

発行人 出町 勇人  
発行所 事務局  
編集 企画総務委員会  
(委員長 網淵 美穂)

## — 会員の皆様へ —

LINE公式アカウント、  
公式Facebook未登録の方は  
ぜひご登録ください。



LINE公式アカウント



公式Facebook（フェイスブック）  
(<https://www.facebook.com/hokkaidocsw/>)



〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 4階

TEL.011-213-1313 FAX 011-213-1314

メールアドレス info@hokkaido-csw.or.jp



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、  
より多くの人に見やすく読みまちがえにくい  
デザインの文字を採用しています。

## 【福祉ニュース解説】

### 「こども大綱について」

子ども家庭支援委員会  
委員長 佐々木 祐也

#### 1 はじめに

令和5年4月1日、こども基本法が施行されました。この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神に則り、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を実現するために、こども施策に関する基本理念を定め、国の責務等を明らかにした上で、こども施策を総合的に推進することを目的としています。こども大綱は、この「こども基本法」に基づいて策定されています。

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。

#### 2 こども施策に関する基本的な方針

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権

利条約の精神に則り、以下の6つの柱を基本的な方針として定めています。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って、子育てに関する希望の形成と実現を阻む<sup>あいろ</sup>隘路の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

#### 3 こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するため、こども施策に関する重要事項を定めています。

施策を進めるにあたっては、それぞれのライフステージに特有の課題があることか

ら、ライフステージを通した重要事項の他、ライフステージ別の重要事項を定めています。

また、核家族化や地域とのつながりの希薄化が進む中、子育て当事者は、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあると言われています。子育て当事者が、過度な不安や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合うことができるよう、子育て当事者への支援に関する重要事項も定めています。詳細については、資料1のとおりです。

#### 4 こども施策を推進するために必要な事項

これまで、こども大綱に定められた基本的方針や重要事項に基づき「こどもまんなか社会」を実現するため、国や地方公共団体の役割に触れながら、こども・若者の政策決定過程への意見反映やこども・若者などへの包括的な支援体制の構築、自治体こども計画策定の推進など、こども施策を推進するために必要な事項について、以下の3つの事項を定めています。

- ①こども・若者の社会参画・意見反映
- ②こども施策の共通の基盤となる取組
- ③施策の推進体制等

上記事項に関する詳細は、資料2のとおりです。

#### 5 おわりに

こども・若者や子育てを取り巻く環境は、こども・若者の孤独・孤立化や自殺などの生命・安全の危機、児童虐待、子育てと仕事の両立の難しさ、依然として子育てなどの負担が女性に偏っている状況など、さまざまな課題が山積しています。これらを解決するため、こども施策を推進し「こどもまんなか社会」を実現することが重要となります。

私たち社会福祉士は、これらの施策の実現に向け、これまで以上にこども・若者や子育て当事者への支援に関わることが求められています。さらに今後は、全国の地方公共団体で自治体こども計画の策定が進みます。この機会に、皆様もぜひこども大綱を中心としたこども・若者や子育て当事者への支援に関する取組についてご確認ください。

(参考)

- ・こども家庭庁ホームページ  
(<https://www.cfa.go.jp/top>)
- ・こども家庭庁ホームページ内「こども大綱の推進」  
(<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou>)



資料1 子ども施策に関する重要事項（出典：子ども家庭庁「子ども大綱（説明資料）」  
（子ども家庭庁ホームページ）、参照2024年5月22日）

| 子ども施策に関する重要事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「子どもまんなか社会」を実現するための重要事項を、子ども・若者の視点に立つて分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <b>1 ライフステージを通じた重要事項</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| ○子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等<br>（子ども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等）<br>○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、子どもまんなかまちづくり 等）<br>○子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援）<br>○こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）<br>○障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）<br>○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）<br>○子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組<br>（子ども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）                                                                                                                                                                                     |
| <b>2 ライフステージ別の重要事項</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ○こどもの誕生前から幼児期まで<br>こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。<br>・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実<br>○学童期・思春期<br>学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。<br>思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。<br>・子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり<br>・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育<br>・いじめ防止 ・不登校の子どもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援<br>○青年期<br>大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。<br>・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援<br>・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 |
| <b>3 子育てで当事者への支援に関する重要事項</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 子育てで当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにする。<br>○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援<br>○共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

資料2 子ども施策を推進するために必要な事項（出典：子ども家庭庁「子ども大綱（説明資料）」  
（子ども家庭庁ホームページ）、参照2024年5月22日）

| 子ども施策を推進するために必要な事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1 子ども・若者の社会参画・意見反映</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 子ども基本法において、子ども施策の基本理念として、子ども・若者の年齢及び発達程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、子ども施策を策定、実施、評価するに当たって、子ども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。<br>子どもや若者の意見を聴いて施策に反映することや子どもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。<br>①子どもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。<br>②子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。<br>子どもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、子どもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。<br>○国の政策決定過程への子ども・若者の参画促進（『子ども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員への子ども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）<br>○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）<br>○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成<br>○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○子ども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究 |
| <b>2 子ども施策の共通の基盤となる取組</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ○「子どもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）<br>○子ども・若者、子育てで当事者に関わる人材の確保・育成・支援<br>○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、子ども家庭センターの全国展開 等）<br>○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信<br>○子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <b>3 施策の推進体制等</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ○国における推進体制（総理を長とする子ども政策推進会議、子どもまんなか実行計画の策定、担当大臣や子ども家庭審議会の権限行使 等）<br>○数値目標と指標の設定 ○自治体子ども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力<br>○安定的な財源の確保 ○子ども基本法附則第2条に基づく検討                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

### 【新人社会福祉士の紹介】①

氏名：沖田真紀子（52歳）

所属：道央地区支部

公益社団法人

札幌聴覚障害者協会

聴覚障害者支援センター ほほえみ作業所



聞こえない人たちの就労の場で仕事を始めて約9年が経ちました。

それまで医療や行政などの職を転々としていましたが手話でのコミュニケーションはまだ十分ではない状態での転職。たどたどしい手話を使いながらパンやお菓子作り、時には日用大工で店先を整える「菓子工房の職員」でした。パッと見、お菓子屋さんですが、生活支援員として配置されていたので、問題は山積みです。数々の壁にぶち当たり、福祉についてきちんと勉強をしようと考えようになりました。手話通訳の養成講座に通っていたので修了と同時に専門学校の通信課程に申し込みました。申込には小論文か職場の推薦状が必要でしたので、私は、小論文は書かずに上司に推薦状をお願いしました。そして社会福祉士を目指すことを言いふらし、社会的に逃げられないようにしたのです。

一昨年1回目の試験で不合格だった時には勉強したくないと泣きました。泣いてもどうしようもないのはわかっていたので、また参考書を開き、仕事に追われながら、勉強の日々。なんとか2回目の試験に合格することができました。そして昨年から社会福祉士会の会員になり、何かを変えようと奮闘しております。

今でもまだ問題は山積みですが、どうか頑張りたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

### 【新人社会福祉士の紹介】②

氏名：信田 和奏（24歳）

所属：道南地区支部

社会福祉法人函館厚生院

函館市地域包括支援センターたかおか



私は大学時代に外国にルーツのある方の日本語学習等に関わりがあり、国際福祉に携わる社会福祉士を目指していましたが、相談援助実習の実習指導者の姿に衝撃を受けて、「私も社会福祉士としてこの場所で成長し続けたい。」と思うようになりました。現在、実習先が職場となり、社会福祉士として配属されて3年目となります。

地域包括支援センターに勤めてから、多種多様な価値観を持っている利用者や家族と接することが多く、利用者の価値観の受容や利用者を取り巻く構造を捉えることの難しさを感じています。日々、自身の支援経過を振り返りながら、自分と向き合い、悩みながら業務にあたっています。

地域包括支援センターでは、利用者の選択に寄り添う場面に立ち会うことが多くあります。私は、利用者が持っている強さを最大限に発揮できて、その人らしい生活を送れる選択ができるように環境を整え、社会資源の情報提供をするために、社会福祉士の倫理綱領に基づいた支援や、日々専門性を高めることが必要だと実感しています。

今後、私も皆様のように社会福祉士として一翼を担えるよう自己研鑽に努めたいと思います。何卒よろしくお願いいたします。



## 【ベテラン社会福祉士の視点】①

### 「今は成長期」

氏名：北村 満広（46歳）

所属：道北地区支部

社福）美深福祉会

地域生活支援センター

のぞみ



「ベテラン」…。このフレーズがピンときていない状況での執筆に戸惑いを感じています。これは謙遜ではなく正直な思いです。年齢と福祉現場での経験年数は積み重ねていますが、ベテランという言葉はそれだけではない、「熟練」や「プロフェッショナル」という要素も含まれているのではと思います。しっかりこないのも頷けます。

私は現在、美深福祉会という上川北部地区の法人の障害福祉領域の事業所で働いております。美深町に就職して20年となり、その間、「入所施設」「就労継続B型」「グループホーム」「相談支援事業所」で業務を行いました。地元は中頓別町という宗谷地区に位置する田舎町ですが、地元より長く美深町で生活し、家族四人で賑やかに生活しております。

社会福祉士会は2009年に入会しております。道北地区支部の幹事、現場実習指導研修委員会の委員をさせていただき、現在は、北海道社会福祉士会の理事として、現場実習指導研修委員会の委員長と、ぱあとなあ北海道の担当理事をしております。入会されていない社会福祉士の仲間から、「社会福祉士会に入るメリットは??」と聞かれることがあります。正直なところ、会員

になったということだけではメリットは少ないと思います。しかしながら、活用によっては大きな可能性があります。主体的な研修会への参加や、研修や交流会の運営等に携わることで、確実に仲間との繋がりが生まれます。私はその繋がりを仕事でも大いに活用させていただいています。ネットワークを活用することで、自分だけでは対応が難しいケースにも広がりを持つことができます。それらは、クライアントの利益にも繋がります。

自身の仕事である障害福祉の実践だけではなく、会で活動することにより、多様な広がりが生まれます。私は成年後見人としての活動や、大学ではソーシャルワーク実習関係の科目にて、OSCE（客観的臨床能力試験）の評価に携わらせていただいています。また、実習指導者講習会では、実習マネジメント論と実習スーパービジョン演習の講師をさせていただき、会への入会を通して生まれた人との繋がりが、自身の活動に広がりを持たせてくれました。そういった意味では、会での活動は無限大の可能性を持たせてくれると思います。

そんな私も46歳になりました。まあまあな年齢ですが、人間の成長に限りはありませんし、評価されるような実践もしていません。今は成長期だと思っておりまので、これからも人との繋がりの中で成長できればと思っております。

## 【ベテラン社会福祉士の視点】②

### 「基礎研修3年間の受講を振り返る」

氏名：成田 啓介（56歳）

所属：十勝地区支部

社福）幕別真幸協会

特別養護老人ホーム札内寮



社会福祉士の資格を取得してから二十数年余り、会や支部の関りは時間と共に遠のいていました。社会福祉士会には所属しているとはいえ、活動らしいことや研修会に参加もしていない自分がいました。

転機が訪れたのは、2021年9月14日配信の北海道社会福祉士会の会員専用メールです。目次を見ると、「研修のお知らせ基礎研修Ⅰ受講費無料化に伴う再募集」の案内でした。これは是非受講する価値や意義があると直感で感じ、学んでみたい気持ちになりました。そもそも基礎研修Ⅰって何かも分からず、開催要項をみて理解した次第です。成年後見人人材育成研修を受講には必要な研修なので、目標としては基礎研修Ⅲまで、最短の3年間で修了することを決めました。理由としては、①間隔をあけると仕事との両立なので気持ちが続かないこと②気力や体力の限界は3年くらいと感じたこと③最短で取れない場合はあきらめることと決めていました。eラーニングやテキストの内容については、学生時代に取得した知識や技術からカリキュラムが大きく変わっていたと感じました。具体的には、次の3つの例を上げます。

①eラーニングの確認テストは80点以上で合格、証明書の発行ですが、何回も挑戦

する科目もあり、テキストやeラーニングを復習しました。苦労はしましたが、達成感と学びなおしの重要性を感じました。

②意思決定支援については、判断能力が不十分である場合のみならず、様々な場面で求められることから、障害者や認知症の人の特性に応じた適切な配慮を行う等、権利擁護や自己決定の尊重と本人中心主義のケアにつながっていることを確認しました。

③サービス管理・経営系科目では、社会福祉士が業務の一つとして福祉経営も位置づけがされていることは承知していましたが、措置時代・運営という言葉で講義や教育を受けてきた者としては、カリキュラムが時代や新たな課題解決に向けて大切なことだと思いました。

3年間のうち集合研修は、コロナ禍で、最後の基礎研修Ⅲだけでしたが、この基礎研修Ⅲの集合研修が同じ目標や考えをもって研修を受講している人（オンラインでは知っていた）なので、グループワークは、熱い議論や意見で盛り上がりました。お互いの意見や考えを尊重し合い、受講者は満足感や達成感があったと思います。時間が足りないくらいでした。講師やファシリテーターに支えていただき、進行やグループワークもスムーズにいました。今後は、成年後見人人材育成研修に向けての準備を進めていきます。

結びに、この機会を与えてくれた社会福祉士会に感謝と新しく出会えた仲間の支えと協力があり、助けられました。ありがとうございました。

## 【地区支部からのお知らせ】

### 【道央地区支部】

道央地区支部からのお知らせ（詳細は地区支部ホームページにて）

#### 1. 災害支援を考えるセミナー

7月27日(土) 9時45分～12時

活動報告「能登半島地震から被災地の状況、支援の必要性を考える」

報告者①：札幌市東区第三地域包括支援センター 幅崎 久子 氏

報告者②：札幌市社会福祉協議会地域福祉部 安富 里枝 氏

説明「社会福祉士会における災害支援活動と活動方針」

説明者：北海道社会福祉士会道央地区支部事務局長 柏 浩文 氏  
意見交換「能登半島地震を踏まえた日ごろの構え」

#### 2. 会員サロン

8月24日(土) 10時～12時

「北海道における外国人労働者の現状と課題」  
北海学園大学教授 宮入 隆 氏

### 【道北地区支部】

道北地区支部では、5月18日に上川北部ブロック研修として「虐待・ハラスメントの背景」と題し、田頭理弁護士を講師に開催しました。6月8日には春季セミナー「災害時支援における社会福祉士の役割」と題し、北星学園大学の鈴木克典教授を講師に講演と会員による実践報告その後、支部全体

会を開催し、17日には司法福祉委員会にて「犯罪を犯した者又は非行少年に対する社会福祉士の関与の在り方についてPART 8」を開催しました。そのほかにも「ワークスサロン」や「ぱあとなあ」の定期開催も実施しています。

### 【道南地区支部】

去る令和6年3月2日(土)にSW三団体合同研修会を開催しました。

今回の研修会テーマは「地域を変えよう！身元保証人問題の解決に向けて」とし、有識者である日本福祉大学の林雄介准教授をお招きし、講演・パネルディスカッションを行いました。参加者はMSW協会、PSW協会、日本福祉大学同窓会の方々も含め、106名が参加されました。

その他、学習会・成年後見事例検討会・司法と福祉の連携勉強会を定例開催しております。道南地区支部では、今後も会員の皆さまの学びとなる研修会等を企画していきます。

### 【日胆地区支部】

令和6年度に入りました。昨年度から80-50問題や、ケアラー支援に関わる相談や、触法障がい、高齢者の支援など、ソーシャルワーカーとしてもより包括的な視点や支援体制をコーディネートできる技量が求められてきています。

また、多職種との連携や協働に関わる要



として、ソーシャルワーカーの役割がより一層求められてきておりますので、個々の技量とともに、関係者との「つながる力」のスキルアップが出来るような場を作れるよう、日胆地区支部も頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

### 【十勝地区支部】

十勝地区支部では、5月18日に「全体会・学習会」を開催しました。学習会では寸劇を通して「刑事司法と社会福祉士の連携」について学ぶとともに、司法連携部会で昨年実施したアンケート報告なども行いました。全体会では、支部長の管外への転勤に伴い、あらたな役員体制について見直しを行いました。

十勝地区支部で昨年度、アフターコロナを見据えて顔の見える場づくりの必要性を感じながら全4回「ソーシャルワークカフェ」を開催してきました。今年度、あらたな体制のもと、計画した事業を実施するとともに、十勝にお住まいの方々にとって公益となるような地区支部活動に取り組んでまいります。

### 【オホーツク地区支部】

3月には、会員学習会、権利擁護セミナー、社会福祉セミナーと多くの研修を開催し、たくさんの方々にご参加いただきました。年度末のお忙しいときにもかかわらず、ありがとうございました。

この内、社会福祉セミナー（生活困窮者支援について～居住支援（スパロウハウス）の取り組み～）では、特定非営利活動法人ワークフェア（北見市）の方々にオンラインにてご講演いただき、生活困窮者支援の具体的な取り組みを、複数の事例を用いて詳細に解説していただきました。

### 【釧根地区支部】

釧根地区支部では前年度も好評だった会員交流を深める企画を今年も検討しています。

入会間もない会員をターゲットにして、学びを深め、楽しめる企画を通して会活動（基礎研修等）に興味を持ってもらうねらいです。

交流を深めることで顔の見える関係を少しでも取り戻し、会活動を活性化したいと考えています。

全体会と同日開催の社会福祉セミナーではDWATで能登派遣の経験した会員からDWATの仕組みや実際の災害支援の報告を聴講しました。

今年度もよろしくお願いいたします。



## 【Break time ～三択クイズ～】

Q. こども大綱は「〇〇〇基本法」に基づいて策定されています。

〇に入るのは次のうちのどれでしょうか。

- ①障害者    ②教育    ③こども

正解者の中から抽選で3名様に、3千円相当の景品をプレゼントします。

回答及び当選者は次号に掲載します。

### 【応募方法】

応募フォームまたはメール・FAX・郵送でご応募ください。

応募フォームはこちら⇒<https://forms.gle/hyt4iGUrUYZprPyZ9>

＜メール・FAX・郵送の場合＞

件名を「懸賞について」とし、①氏名 ②会員番号 ③答え ④本誌の感想などを記載しご応募ください。

応募締切：2024年7月31日(水) ※消印有効

応募先：北海道社会福祉士会事務局（表紙に記載）



### 【前号の答え】 ②9月

※認知症月間は9月です。オレンジ色を認知症支援のシンボルカラーとして、普及啓発が各地で行われています。

### 【前号の当選者】

工藤 貴志さん（日胆支部）、佐藤 朋紘さん（道央支部）

谷口 健一さん（道南支部）

以上の3名でした。おめでとうございます！



## 【数字で見る北海道社会福祉士会】 総会員数（2024年5月末現在） **1,829名**

全道7地区支部ごとの登録者数は以下のとおりで、多くの会員が全道各地で活躍しています。

北海道社会福祉士会は、随時入会いただくことができます。以下のURLから正会員入会資料請求ができますので、入会をご希望される方がお近くにいらっしゃいましたら、ぜひ資料請求してください。

URL：<https://www.hokkaido-csw.or.jp/member/membar01/inquiry.html>

- 道央地区支部（札幌・石狩・後志・空知） **807名**
- 道南地区支部（渡島・檜山） **171名**
- 道北地区支部（上川・留萌・宗谷） **235名**
- オホーツク地区支部（オホーツク） **117名**
- 日胆地区支部（胆振・日高） **172名**
- 十勝地区支部（十勝） **172名**
- 釧根地区支部（釧路・根室） **155名**

